

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月19日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	春日部市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/k-shisaku/my-number/johorenkei.html

執行機関名 春日部市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成17年条例第107号)に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第6の項 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成17年条例第107号)に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成17年条例第107号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、 <u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u> に障害児福祉手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、 <u>これらの者の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者</u> に対し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給することを定め、もって <u>重度心身障害者の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成17年条例第107号) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第37号)